

千葉県道路公社定款

〔昭和46年4月30日 認可〕
〔昭和46年5月11日 施行〕

改正	昭和47年	1月10日変更認可	昭和63年	9月20日変更認可
	昭和47年	5月8日変更認可	平成元年	2月28日変更認可
	昭和48年	3月29日変更認可	平成元年	3月30日変更認可
	昭和48年	9月28日変更認可	平成元年1	2月6日変更認可
	昭和49年	2月21日変更認可	平成2年	9月21日変更認可
	昭和49年1	2月10日変更認可	平成3年1	1月5日変更認可
	昭和51年	1月22日変更認可	平成4年1	2月11日変更認可
	昭和51年	3月31日変更認可	平成6年	7月8日変更認可
	昭和52年	3月31日変更認可	平成7年	3月17日変更認可
	昭和52年	7月25日変更認可	平成7年	3月17日変更認可
	昭和53年	3月31日変更認可	平成7年1	1月20日変更認可
	昭和53年	7月28日変更認可	平成8年	3月11日変更認可
	昭和54年	3月31日変更認可	平成9年	3月21日変更認可
	昭和54年	9月4日変更認可	平成10年	3月31日変更認可
	昭和55年	1月12日変更認可	平成11年	3月23日変更認可
	昭和55年1	0月6日変更認可	平成11年1	2月14日変更認可
	昭和55年1	1月15日変更認可	平成12年1	0月27日変更認可
	昭和56年	3月30日変更認可	平成13年	1月6日変更認可
	昭和56年1	2月26日変更認可	平成15年	8月7日変更
	昭和57年1	2月6日変更認可	平成15年	9月12日変更認可
	昭和58年	3月24日変更認可	平成16年	3月22日変更認可
	昭和58年	3月24日変更認可	平成16年	9月21日変更認可
	昭和58年1	0月21日変更認可	平成17年	9月15日変更認可
	昭和59年1	2月20日変更認可	平成19年	1月4日変更認可
	昭和60年	3月6日変更認可	平成19年	6月1日変更
	昭和61年	6月5日変更認可	平成19年1	0月23日変更認可
	昭和61年	7月21日変更認可	平成20年	4月4日変更認可
	昭和61年1	0月15日変更認可	平成20年1	0月24日変更認可
	昭和62年1	2月10日変更認可	平成27年	4月6日変更認可
	昭和63年	3月30日変更認可		

目次

第1章	総則(第1条～第5条)	—————	2
第2章	役員及び職員(第6条～第12条)	—————	2～3
第3章	業務及びその執行(第13条～第14条)	—————	3～4
第4章	道路の整備に関する基本計画(第15条)	—————	4
第5章	基本的財産の額その他資産及び会計(第16条～第22条)	—	4～5
第6章	雑則(第23条)	—————	5
附則		—————	6～15

第1章 総則

(目的)

第1条 この道路公社は、千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この道路公社は、千葉県道路公社と称する。

(設立団体)

第3条 この道路公社の設立団体は千葉県とする。

(事務所の所在地)

第4条 この道路公社は、主たる事務所を千葉県千葉市におく。

(公告の方法)

第5条 この道路公社の公告は、千葉県報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 この道路公社に役員として、理事長1名、副理事長1名、理事3名以内及び、監事3名以内を置く。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、この道路公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、この道路公社を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの道路公社の職務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、この道路公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省関東地方整備局長又は千葉県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省関東地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を千葉県知事に報告しなければならない。

(役員任命)

第8条 理事長及び監事は、千葉県知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が千葉県知事の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 この道路公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の兼職禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第13条 この道路公社は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 千葉県区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第15条において同じ。）の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- (2) 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。以下6号において同じ。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。）第3条で定めるものを行うこと。
- (3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
- (4) 第1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (6) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、試験及び研究を行うこと。

2 この道路公社は、前項の業務のほか、千葉県知事の認可を受けて次の業務を行う。

- (1) 前項第1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設（以下「事務所」という。）を建設し、及び管理すること。
- (2) 委託に基づき、前項第1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
- (3) 前項第1号に規定する地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。

(4) 前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。

(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第14条 この道路公社の業務の運営に関し、必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 道路の整備に関する基本計画

(道路の整備に関する基本計画)

第15条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路 線 名	管 理 の 区 間
一般国道465号	君津市西栗倉付近から君津市東栗倉付近まで
県道君津鴨川線	君津市東栗倉付近から君津市片倉付近まで
県道生実本納線	千葉市緑区鎌取町付近から茂原市大沢付近まで
県道千葉鴨川線	君津市笹から鴨川市打墨まで
県道大栄栗源干潟線	成田市所から香取市大角まで
県道銚子波崎線	千葉県銚子市小船木町から茨城県神栖市矢田部まで
県道東金豊海線	東金市台方から山武郡九十九里町真亀まで
一般国道126号	山武郡横芝光町芝崎から山武市松尾町谷津まで

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、1,345,125万円とし、千葉県並びに茨城県の出資の額は、次のとおりとする。

千葉県 1,171,000万円

茨城県 174,125万円

(事業年度)

第17条 この道路公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第18条 この道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始時に、千葉県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(決算)

第19条 この道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 この道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後2ヶ月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て千葉県知事に提出しなければならない。

2 この道路公社は、前項規定により財務諸表を提出するときは、これに地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号)第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第21条 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度からの繰り越した損益をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上損益を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第22条 この道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第6章 雑則

(運営に関する細則)

第23条 この道路公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、この道路公社の設立の日から施行する。
(最初の役員任期)
- 2 この道路公社の最初の役員任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。
(最初の事業年度)
- 3 この道路公社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、この道路公社の設立の日から昭和47年3月31日までとする。
(最初の事業年度の予算等)
- 4 この道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この道路公社の設立後延滞なく、千葉県知事の承認を受けなければならない。

附 則

この定款は、昭和47年1月10日から施行する。

(備考)

昭和47年1月10日変更認可

千葉県道路公社定款第13条第2項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 前項第1号に規定する地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。
- (4) 前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
同定款第13条第2項第3号を次のように改める。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附 則

この定款は、昭和47年5月8日から施行する。

(備考)

昭和47年5月8日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画として県道松戸野田線、県道千葉大網線、一般国道128号の3路線を加える。
- 2 基本財産の額を5,000万円増加し、6,000万円とする。

附 則

この定款は、昭和48年3月29日から施行する。

(備考)

昭和48年3月29日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画として、県道千葉大網線を新路線の認定により県道生実誉田線とする。

附 則

この定款は、昭和48年9月28日から施行する。

(備考)

昭和48年 9月28日変更認可

- 1 基本財産の額を42,000万円増加し、48,000万円とする。

附 則

この定款は、昭和49年2月21日から施行する。

(備考)

昭和49年 2月21日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画として、県道松戸三郷線の路線を加える。
- 2 基本財産の額を 500万円増加し、48,500万円とする。

附 則

この定款は、昭和49年12月10日から施行する。

(備考)

昭和49年 12月10日変更認可

- 1 基本財産の額を 44,700万円増加し、 93,200万円とする。

附 則

この定款は、昭和51年1月22日から施行する。

(備考)

昭和51年 1月22日変更認可

- 1 基本財産の額を 22,000万円増加し、115,200万円とする。

附 則

この定款は、昭和51年3月31日から施行する。

(備考)

昭和51年 3月31日変更認可

- 1 基本財産の額を800万円増加し、116,000万円とする。

附 則

この定款は、昭和52年3月31日から施行する。

(備考)

昭和52年 3月31日変更認可

- 1 基本財産の額を 56,500万円増加し、172,500万円とする。

附 則

この定款は、昭和52年7月25日から施行する。

(備考)

昭和52年 7月25日変更認可

- 1 定款第6条中「監事2名以内」を「監事3名以内」に改める。

附 則

この定款は、昭和53年3月31日から施行する。

(備考)

昭和53年3月31日変更認可

- 1 基本財産の額を92,140万円増加し、264,640万円とする。

附 則

この定款は、昭和53年8月1日から施行する。

(備考)

昭和53年7月28日変更認可

- 1 基本財産の額を64,385万増加し、329,025万円とする。

附 則

この定款は、昭和54年4月1日から施行する。

(備考)

昭和54年3月31日変更認可

附 則

この定款は、昭和54年9月4日から施行する。

(備考)

昭和54年9月4日変更認可

- 1 基本財産の額を46,637万5千円増加し、375,662万5千円とする。

附 則

この定款は、昭和55年1月12日から施行する。

(備考)

昭和55年1月12日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名、県道生実誉田線を、県道生実本納線に変更する。

附 則

この定款は、昭和55年10月6日から施行する。

(備考)

昭和55年10月6日変更認可

- 1 基本財産の額を12,200万円増加し、387,862万5千円にする。

附 則

この定款は、昭和55年11月27日から施行する。

(備考)

昭和55年11月15日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、千葉市生実町付近から千葉市誉田町付近までを、千葉市鎌取町付近から茂原市大沢付近までに変更する。

附 則

この定款は、昭和56年3月31日から施行する。

(備考)

昭和56年 3月30日変更認可

- 1 基本財産の額を3,562万5千円増額し、391,425万円にする。

附 則

この定款は、昭和56年12月26日から施行する。

(備考)

昭和56年12月26日変更認可

- 1 基本財産の額を 27,200万円増額し、418,625万円にする。

附 則

この定款は、昭和57年12月6日から施行する。

(備考)

昭和57年12月 6日変更認可

- 1 基本財産の額を 43,950万円増額し、462,575万円にする。

附 則

この定款は、昭和58年3月24日から施行する。

(備考)

昭和58年 3月24日変更認可

- 1 基本財産の額を900万円増額し、463,475万円にする。

附 則

この定款は、昭和58年4月1日から施行する。

(備考)

昭和58年 3月24日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画として、県道千葉鴨川線、県道松戸原木線、県道市川浦安線、県道愛宕山公園線の4路線を加える。

附 則

この定款は、昭和58年10月21日から施行する。

(備考)

昭和58年10月21日変更認可

- 1 基本財産の額を 27,300万円増額し、490,775万円にする。

附 則

この定款は、昭和59年12月20日から施行する。

(備考)

昭和59年12月20日変更認可

- 1 基本財産の額を36,000万円増額し、526,775万円とする。

附 則

この定款は、昭和60年3月6日から施行する。

(備考)

昭和60年3月6日変更認可

- 1 基本財産の額を4,500万円増額し、531,275万円にする。

附 則

この定款は、昭和61年6月5日から施行する。

(備考)

昭和61年6月5日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画として、県道大栄栗源干潟線を加える。

附 則

この定款は、昭和61年7月21日から施行する。

(備考)

昭和61年7月21日変更認可

- 1 第7条第5項中「建設大臣に提出する意見に関する書類は、千葉県知事を経由しなければならない。」を「建設大臣に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を千葉県知事に、報告しなければならない。」に改める。

附 則

この定款は、昭和61年10月15日から施行する。

(備考)

昭和61年10月15日変更認可

基本財産の額を21,800万円増額し、553,075万円にする。

附 則

この定款は、昭和62年12月10日から施行する。

(備考)

昭和62年12月10日変更認可

- 1 基本財産の額を32,200万円増額し、585,275万円にする。

附 則

この定款は、昭和63年3月30日から施行する。

(備考)

昭和63年 3月30日変更認可

- 1 基本財産の額を3,850万円増額し、589,125万円にする。

附 則

この定款は、昭和63年 9月20日から施行する。

(備考)

昭和63年 9月20日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、君津市香木原から鴨川市太田学までを、君津市笹から鴨川打墨までに変更する。

附 則

この定款は、平成 元年 2月28日から施行する。

(備考)

平成 元年 2月28日変更認可

- 1 基本財産の額を 78,750万円増額し、667,875万円にする。

附 則

この定款は、平成 元年 3月30日から施行する。

(備考)

平成 元年 3月30日変更認可

- 1 基本財産の額を 7,000万円増額し、 674,875万円にする。

附 則

この定款は、平成 元年12月 6日から施行する。

(備考)

平成 元年12月 6日変更認可

- 1 基本財産の額を151,760万円増額し、 826,635万円にする。

附 則

この定款は、平成 2年 9月21日から施行する。

(備考)

平成 2年 9月21日変更認可

- 1 基本財産の額を174,230万円増額し、1,000,865万円にする。

附 則

この定款は、平成 3年11月 5日から施行する。

(備考)

平成 3年11月 5日変更認可

- 1 基本財産の額を 26,110万円増額し、1,026,975万円にする。

附 則

この定款は、平成 4 年 1 2 月 1 1 日から施行する。

(備考)

平成 4 年 1 2 月 1 1 日変更認可

- 1 第 1 3 条第 2 項第 1 号中「道路で高架のものの新設」を「道路の新設」に改める。
- 2 第 1 3 条第 2 項第 2 号中「道路で高架のものの新設」を「道路の新設」に改める。
- 3 第 1 3 条第 2 項第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。
- 4 道路の整備に関する基本計画の内、県道市川浦安線を削除する。
- 5 道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、「千葉市鎌取町付近から茂原市大沢付近まで」を、「千葉市緑区鎌取町付近から茂原市大沢付近まで」に変更する。

附 則

この定款は、平成 6 年 7 月 8 日から施行する。

(備考)

平成 6 年 7 月 8 日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名、「県道南房総公園線」管理の区間、「君津市西粟倉付近から君津市片倉付近まで」を、路線名、「一般国道 4 6 5 号」管理の区間、「君津市西粟倉付近から君津市東粟倉付近まで」と路線名、「県道君津鴨川線」管理の区間、「君津市東粟倉付近から君津市片倉付近まで」に改める。

附 則

この定款は、平成 7 年 3 月 1 7 日から施行する。

(備考)

平成 7 年 3 月 1 7 日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名、「県道銚子波崎線」管理の区間、「千葉県銚子市小船木町から茨城県鹿島郡波崎町矢田部まで」を加える。

附 則

この定款は、平成 7 年 3 月 1 7 日から施行する。

(備考)

平成 7 年 3 月 1 7 日変更認可

- 1 基本財産の額を 17,500 万円増額し、1,044,475 万円にする。

附 則

この定款は、平成 7 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

(備考)

平成 7 年 1 1 月 2 0 日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名、「県道東金豊海線」管理の区間、

「東金市台方から山武郡九十九里町真亀まで」を加える。

附 則

この定款は、平成 8年 3月 11日から施行する。

(備考)

平成 8年 3月 11日変更認可

- 1 基本財産の額を109,900万円増額し、1,154,375万円にする。

附 則

この定款は、平成 9年 3月 21日から施行する。

(備考)

平成 9年 3月 21日変更認可

- 1 基本財産の額を198,800万円増額し、1,353,175万円にする。

附 則

この定款は、平成10年 3月 31日から施行する。

(備考)

平成10年 3月 31日変更認可

- 1 基本財産の額を148,750万円増額し、1,501,925万円にする。

附 則

この定款は、平成11年 3月 23日から施行する。

(備考)

平成11年 3月 23日変更認可

- 1 基本財産の額を63,000万円増額し、1,564,925万円にする。

附 則

この定款は、平成11年12月14日から施行する。

(備考)

平成11年12月14日変更認可

- 1 基本財産の額を55,300万円増額し、1,620,225万円にする。

附 則

この定款は、平成12年10月 1日から施行する。

(備考)

平成12年10月27日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道松戸原木線」、管理の区間「市川市若宮から松戸市松戸まで」を削除する。

附 則

この定款は、平成13年 1月 6日から施行する。

(備考)

平成13年 1月6日変更

- 1 第7条第5項中「建設大臣」を「国土交通省関東地方整備局長」に改める。

附 則

この定款は、平成15年 8月 7日から施行する。

(備考)

平成15年 8月 7日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道愛宕山公園線」、管理の区間「銚子市天王台から銚子市三崎町まで」を削除する。

附 則

この定款は、平成15年 9月12日から施行する。

(備考)

平成15年 9月12日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名「一般国道126号」、管理の区間「匝瑳郡光町芝崎から山武郡松尾町谷津まで」を追加する。

附 則

この定款は、平成16年 3月22日から施行する。

(備考)

平成16年 3月22日変更認可

- 1 基本財産の額を17,500万円増額し、1,637,725万円にする。

附 則

この定款は、平成16年 9月21日から施行する。

(備考)

平成16年 9月21日変更認可

- 1 基本財産の額を77,500万円増額し、1,715,225万円にする。

附 則

この定款は、平成17年 9月15日から施行する。

(備考)

平成17年 9月15日変更認可

- 1 基本財産の額を55,000万円増額し、1,770,225万円にする。

附 則

この定款は、平成19年1月4日から施行する。

(備考)

平成19年 1月 4日変更

- 1 第13条第1項第2号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に

改める。

- 2 第22条第1号中「又は地方債」を「、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券」に改め、同条第2号中「銀行」の次に「その他国土交通大臣の指定する金融機関」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他国土交通省令で定める方法

附 則

この定款は、平成19年 6月 1日から施行する。

(備考)

平成19年 6月 1日変更認可

- 1 第13条第2項第3号中「第9項」を「第8項」に改める。
- 2 道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、「香取郡大栄町」を「成田市」に「香取郡山田町」を「香取市」に、「鹿島郡波崎町」を「神栖市」に、「匝瑳郡光町」を「山武郡横芝光町」に、「山武郡松尾町」を「山武市松尾町」に改める。

附 則

この定款は、平成19年10月23日から施行する。

(備考)

平成19年10月23日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、管理の区間、「流山市南付近から野田市上花輪付近まで」を「流山市谷から流山市南まで」に改める。
- 2 基本財産の額を46,500万円減額し、1,723,725万円にする。
- 3 第22条第2号中「又は郵便貯金」を削除する。

附 則

この定款は、平成20年 4月 5日から施行する。

(備考)

平成20年 4月 4日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名「一般国道128号」、管理の区間「勝浦市串浜付近から勝浦市部原付近まで」を削除する。
- 2 基本財産の額を101,900万円減額し、1,621,825万円にする。

附 則

この定款は、平成20年10月26日から施行する。

(備考)

平成20年10月24日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道松戸三郷線」、管理の区間「千葉県松戸市古ヶ崎から埼玉県三郷市鎌倉まで」を削除する。
- 2 基本財産の額を80,000万円減額し、「1,541,825万円」、また、「埼玉県」を削除する。

- 3 千葉県、埼玉県の出資の額を各40,000万円減額し、「千葉県1,367,700万円」、「埼玉県40,000万円」を削除する。

附 則

この定款は、平成27年 4月14日から施行する。

(備考)

平成27年 4月 6日変更認可

- 1 道路の整備に関する基本計画の内、路線名「県道松戸野田線」、管理の区間「流山市谷から流山市南まで」を削除する。
- 2 基本財産の額を196,700万円減額し、「1,345,125万円」にする。
- 3 千葉県の出資の額を各196,700万円減額し、「千葉県1,171,000万円」にする。